

電子契約の概要

契約検査課

1 電子契約とは

現在、書面（紙媒体）の契約書で締結している契約を、インターネットを利用した電子データによる契約書で契約を締結するもの。

市においては、契約書の印刷・製本や、押印、郵送などの作業が不要になり、業務の効率化とコストの削減を図ることができる。

また、事業者においても、契約書への押印や、収入印紙の添付が不要になり、返送も不要となることから、業務の効率化とコストの削減を図ることができる。



2 紙の契約書と電子契約の主な違い

		紙の契約書	電子契約
形式		紙の書面	電子データ
証拠能力	押印	印鑑と印影	電子署名
	本人性の担保	印鑑証明書	電子署名書※
	完全性の担保	契印・割印	タイムスタンプ
事務処理	送付	郵送又は持参	インターネット通信
	保管	書棚	電子契約サービスのサーバー
	収入印紙	必要	不要

※令和3年1月の地方自治法施行規則改正により、電子証明書を必要としない、事業者署名型（立会人型）の電子契約の締結が可能となった。